

# 2027年国際園芸博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準の策定に関する意見公募について

建築基準法第85条では、仮設建築物に対する制限の緩和を規定しています。同条第6項では、特定行政庁は仮設興行場等について安全上、防火上、及び衛生上支障がないと認める場合1年以内の期間を定めて建築を許可することができるとしています。また、同条第7項では、特定行政庁は国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の理由がある仮設興行場等について、安全上、防火上、及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができるとしています。当該第6項及び第7項の許可を受けた場合においては、建築基準法の一部の規定を適用しないと定めています。

2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向けて建築物分野の省エネ対策や木材利用拡大を進めるために、建築基準法に係る法令等の改正が進められています。2027年国際園芸博覧会を対象とした仮設興行場等において、木材利用の促進を諮り、カーボンニュートラルの実現に寄与するよう許可基準を策定します。

つきましては、建築基準法第85条（以下「法」という）第6項及び第7項に規定に基づく仮設興行場等の許可基準に関する意見を市民の皆様から募集します。

※本意見公募と同様の意見公募を令和5年12月に実施していますが、脱炭素社会の実現に向けた建築基準法令の改正などを踏まえ、改めて意見公募を実施するものです。

## 1 策定する許可基準

(1) 2027年国際園芸博覧会を対象とした仮設興行場等の許可基準

許可基準（案）の概要（          は12月意見公募時の許可基準案から追加した事項）

- ・適用の範囲
- ・存続期間は必要な期間以内
- ・広い空地等により、接道と同等以上の避難上の措置
- ・存続期間が3か月超や火気使用する仮設建築物は屋根、外壁の構造制限を強化
- ・特殊建築物で一定規模以上のものに対する制限の強化（別棟みなし規定あり）
- ・火気使用に対する内装制限の強化
- ・建築物の周囲に空地を設ける
- ・不特定多数が使用する建築物は2方向避難の確保及び敷地内通路の確保
- ・不特定多数が使用する建築物のうち、規模に応じた複数の直通階段の設置
- ・建築物の高さを制限
- ・用途に応じた間仕切り壁への制限強化
- ・建築審査会の関わり及び特殊な建築物の個別の許可を規定

※12月意見公募時の許可基準案から、主要構造部を不燃材料とする規定を削除します。

## 2 施行予定日（予定）

令和6年6月頃（予定）

裏面あり

### 3 意見公募要領

#### ■意見公募期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月7日(火)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

#### ■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出をお願いします。  
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参 (持参の場合は、平日の8:45~17:15をお願いします。)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階  
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号: 045-550-3568

③ 電子メール Eメール: [kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

#### ■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話: 045-671-2933

#### ■その他

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。